

令和8年度前期分授業料免除申請について 重要なお知らせ

1. 令和2年度から、学部生の授業料免除については、高等教育の修学支援新制度（以下、「新制度」という。）により実施しています。新制度により授業料免除を受けるには、日本学生支援機構の給付奨学金の申請が必要です。
2. 新制度の申込資格を満たさない学生（次のいずれかに該当する者）は、現行の授業料免除に申請が可能です。

【新制度の申込資格を満たさないケース】

1. 大学院生
2. 外国人留学生
3. 学部入学までの期間が高校卒業後2年を超える者
4. 学部編入学までの期間が、編入学前の大学等に在学しなくなつてから1年を超える者

※上記2.～4.に該当する学部生については、「経済的理由による授業料免除」は実施しておりません。学資負担者の死亡、又は学生もしくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難であると認められる場合など、「特別な事情」があると認められた場合に限り、申請が可能となります。

※申込資格について不明な場合、詳細は日本学生支援機構のホームページ等をご確認いただくか、学生課生活支援係へご相談ください。

以下の表で申請者区分を確認のうえ、該当する提出書類により申請を行ってください。
なお、授業料免除申請書類の詳細は「授業料免除申請のしおり」等でご確認ください。

申請者区分	提出書類
給付奨学金 申込資格あり	<ul style="list-style-type: none">選考結果通知用封筒（長形3号に110円切手を貼り、父母等関係者の住所氏名を記入。裏面には、申請者の氏名と学籍番号を記入してください。） <p>【受付期間】在学生：2月12日（木）～3月12日（木）</p>
	<ul style="list-style-type: none">授業料等減免の対象者の認定に関する申請書【A様式1】選考結果通知用封筒（長形3号に110円切手を貼り、父母等関係者の住所氏名を記入。裏面には、申請者の氏名と学籍番号を記入してください。） <p>給付奨学金の在学採用（4月）に新規申込すること ※新入生予約採用候補者および新3年次編入生のうち、既に給付奨学生である者を除く ※授業料減免は給付奨学金の採用結果に基づくため、給付奨学金を申し込まない場合、授業料減免申請は取り下げとなります。</p> <p>【受付期間】在学生：2月12日（木）～4月10日（金） 新入生：4月7日（火）～4月24日（金）</p>
給付奨学金 申込資格なし	<ul style="list-style-type: none">授業料免除申請書類一式 <p>【受付期間】在学生：2月12日（木）～3月12日（金） 新入生：4月7日（火）～4月24日（金）</p>

【提出期限】 申請者区分により異なります。ご注意下さい。

【提出窓口】 事務局 学生課①番窓口

【問い合わせ先】 学生課生活支援係 TEL 0994-46-4888